

論 文

国民負担率を巡る議論とその意味*

— 第2次臨調とその後 —

奥 愛†

要 旨

本稿は、第2次臨調の基本答申以降、長い間政策目標として掲げられた国民負担率に着目し、国民負担率の水準の決定過程及び臨調以降の影響を分析した。分析を通じ、「増税なき財政再建」を掲げた臨調で、租税負担率と社会保障負担率を合わせて「国民の負担率」と表現されるようになったこと、国民負担率50%程度という水準は臨調第1部会長の梅本純正（元厚生事務次官）の考えを整理したもので、臨調会長の土光敏夫も50%以下に抑えようと考えていたこと、特別公債から脱却した1990年度以降も50%を上限とする水準が用いられたのは社会保障給付費をはじめとする歳出抑制のためであり、社会保障費の増分は社会保険料で賄うと整理されていたこと、2000年代後半以降に歳入改革に向けた議論が始まると、租税負担率の上昇は国民負担率の上昇につながるため国民負担率50%上限が言及されなくなる代わりに、日本は社会保障支出が中程度だが国民負担率は他国と比べ低水準と説明され、負担増に理解を求める議論へと変化したこと、がわかった。

1. 問題意識
2. 国民負担率について
3. 臨調での議論
 - (1) 「増税なき財政再建」と国民負担率の関係、その水準
 - (2) 租税負担と社会保障負担の対国民所得比
 - (3) 政治の反応
4. 臨調後の展開
 - (1) 「1980年代経済社会の展望と指針」
 - (2) 「世界とともに生きる日本 経済運営5ヵ年計画」
 - (3) 特別公債からの脱却
 - (4) 第2次行革審の最終答申
 - (5) 1996年の「国民負担率の意味とその将来展望」
 - (6) 財政構造改革会議
 - (7) 聖域なき構造改革
 - (8) 歳出・歳入一体改革
 - (9) 社会保障・税一体改革
5. まとめ

* 論文審査受付日：2019年4月5日、査読後掲載決定日：2019年5月8日

† 立教大学大学院経済学研究科 E-mail: ai.oku@rikkyo.ac.jp

1. 問題意識

2019年10月には消費税引上げが控えており、消費税率8%から10%引上げ分の使い道は社会保障の充実目的で使われる予定となっている。租税負担及び社会保障負担の国民所得に対する割合は国民負担率として示され、2019年度の国民負担率¹⁾(見通し)は42.8%、その内訳は租税負担率25.4%、社会保障負担率17.4%である。国民負担率に将来世代の潜在的な負担である財政赤字を加えたものが潜在的国民負担率であり²⁾、2019年度は48.2%(見通し)にまで上昇する。今後、租税負担率は上昇する可能性があり、社会保障負担率の上昇も続く。財政赤字を含めた潜在的国民負担率の水準やその内訳の財源をどうするのかは、今後の日本の福祉とその財源の方向性を決めることとなる。

国民がどれだけの負担を負うかについて、どのような議論がなされてきて今に至るのか。過去を振り返ると、1979年大平正芳首相が一般消費税の導入に失敗した後、鈴木善幸首相の下で第2次臨時行政調査会(以下、「臨調」)が1981年から1983年まで設置された。臨調は臨時的な調査審議機関であり、会長には経済団体連合会名誉会長の土光敏夫が衆議院・参議院の同意を得て任命された³⁾。臨調が設置された当時は、高度成長期に膨張した行政の洗い直しや、新たな時代に即応するための行政制度や行政体制の改善を図ることが求められていた時代だった⁴⁾。臨調は、長年にわたって定着した意識や制度を改革するための突破口として「増税なき財政再建」を掲げ、土光会長の国民的人気もあり、行政改革は国民を巻き込んだ一大事業となっていた。その臨調が1981年7月10日に最初に出した「行政改革に関する第1次答申」では、「今後我が国がめざすべき方向として、国内的には『活力ある福祉社会の実現』」が基本理念の一つとして掲げられた⁵⁾。

臨調については、臨調が主導して国鉄が民営化されるプロセスを分析した飯尾(1993)をはじめとして、臨調の活動を政治学の観点から分析した研究がある。一方で、本稿の関心は、臨調が「増税なき財政再建」の達成を目指しつつ、活力ある福祉社会を実現していく過程と現在に至るまでどのような影響が及んでいるかを分析することである。こうした財政学の観点にもとづく研究をみると、先行研究としては吉田(1985)、宮島(1989)、村松(2014)、島村(2014)谷・井手(2014)がある。

1) 国民負担率 = (租税負担 + 社会保障負担) / 国民所得

2) 潜在的国民負担率 = (租税負担 + 社会保障負担 + 財政赤字) / 国民所得

3) 臨時行政調査会 OB 会 (1983) 7 頁。また、臨調の所掌事務は行政制度及び行政運営の改善に関する基本的事項を調査審議し内閣総理大臣に意見を述べ、又は内閣総理大臣の諮問に答申することであった。

4) 臨時行政調査会 OB 会 (1983) 6 頁。

5) もう一つの基本理念として、対外的には「国際社会に対する貢献の増大」が掲げられた。

まず、吉田（1985）は、臨調の「活力ある福祉社会の建設」について、国民各自に不時の備えをすすめることを前提にしつつ、真にやむをえない場合に対してのみ最低限の財政的措置を用意するなど行政の守備範囲を明確にし、自助努力を強調していくことで福祉のあり方を再検討してムダを排除する役目をはたすといった支出削減の論理である断じ、総じて批判的な立場で臨調を論じている。宮島（1989）は、臨調が掲げた「増税なき財政再建」下での歳出抑制策を分析し、財政当局が一般会計歳出の一時的な棚上げや減額、財政再建目標年度後への歳出の繰延、一般会計歳出から特別会計歳出への移管等、一般会計歳出（特に一般歳出）の削減技法を駆使した手法に疑問を呈しつつも、一般会計歳出の抑制から評価する限り改革の成果は明確であったと一定の評価をしている⁶⁾。村松（2014）は、「増税なき財政再建」の歳入面の制約について着目し、ネットで増税がなされたかどうかという論点に絞り、そもそも大規模な純増税が不可能な情勢であったこと、中曽根首相時に試みた売上税も純増税を考えたものではなかったこと、バブル崩壊後は非自民勢力による政権交代などがあり直接的な影響をみとるのが必ずしも容易ではないことを挙げて「増税なき財政再建」路線が明確に影響力をもったのは1980年代半ばまでとしている。これらの研究は、臨調の「増税なき財政再建」を歳出、歳入から分析し、政策効果について検討を行った研究といえる。

次に、臨調が掲げた「増税なき財政再建」を、日本が福祉国家に移行しなかった転換点と捉えた研究もある。例えば、島村（2014）は、臨調が設置される以前の1979年に大平首相が一般消費税導入を試みて断念し、同年12月には「財政再建に関する決議」で財政再建は一般消費税（仮称）によらないこととなった後に臨調が設置された流れを捉え、大型間接税の導入が難しいなかで財政再建のためには行政改革による歳出削減を行わなければならなかったことが福祉国家への変容を阻害したと指摘している。また、谷・井手（2014）は、日本が均衡財政時代から臨調時代に至るまでサービス拡充に必要な財源を増税で賄う経験をもたずに至っており、そのためにヨーロッパ型福祉国家とは明確に異なる道をたどったと指摘している。これらの指摘は、Kato（2003）が主要先進国を比較し、付加価値税の導入のタイミングが早かった国は景気が後退した時期でも社会保障支出が可能であったが、日本のように導入が遅かった国は景気後退で税収が低迷し歳出削減へとつながったとの指摘とも重なる。

前記の先行研究を整理すると、臨調が掲げた「増税なき財政再建」に焦点を当て、財政再

6) 福田幸弘は1981年に大蔵省主税局長だったが、「“増税なき”というのを一般的に解した場合の財政的な意義として、歳出カットに重点が向けられるようになったという役割はやはり積極的に評価すべきだと思うのです。ですから、58, 59, 60年度と一般歳出が横ばいを続けたということは、やはり“増税なき”だからこそできたわけです。問題は、今後歳出カットを続けられるかということです」と述べており（福田（1985）116頁）、臨調が結果として歳出削減を達成したことについて評価する意見もある。臨調の答申で盛り込まれた歳出カットは、1980年7月の大蔵省主計局の『歳出百科』を参考にしていた。この『歳出百科』には主な経費ごとにそのサービスの水準、財政当局の立場からみた問題点や考え方が解説されている。

建に向けた政策効果に関する分析、福祉国家にならない途をたどった過程の分析、の2つに分けられる。これに対し本稿は、臨調で取り上げられた国民負担率に着目し、臨調が「増税なき財政再建」の達成を目指しつつ、活力ある福祉社会を実現していく過程において、国民負担率の上限を50%前後とした理由を探り、その後どのように影響が及んでいったのかを分析する。

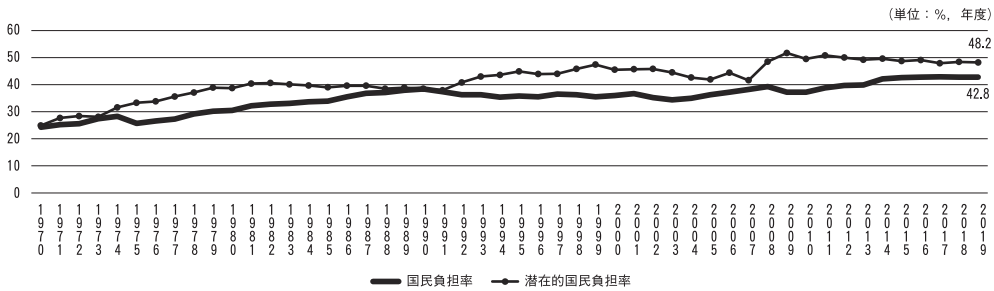
国民負担率という指標に着目した場合、国民負担率と経済成長との関係をテーマにした研究が複数ある。例えば、古川他（2000）は国民負担率50%について論じるなかで、国民負担率が経済成長に与える影響についてOECDのパネルデータを用いて分析したうえで、国民負担の増大が成長を制約する可能性を否定することはできないとしている。内閣府（2003）『平成15年度 年次経済報告』は、OECD 諸国間における潜在的国民負担率と経済成長率の関係を分析し、両者の間に存在する緩やかな相関関係は、国民負担率の上昇が経済成長の阻害要因となる可能性も示唆していると指摘している。河手（2007）は国民負担率がマクロ経済に及ぼす影響について、『平成15年度 年次経済財政報告』が分析した国民負担率上昇の弊害（家計・企業の可処分所得の減少による民間部門の貯蓄や資本蓄積の減少、現役世代の労働意欲の減退、企業の海外移転等）や他の先行研究の指摘（資本蓄積の制約で潜在成長率が低下し供給面から経済成長の足枷となる等）を整理している。また、財団法人安田火災記念財団（1997）は、国民負担率に関する研究会を開催し、国民負担率の分母や分子に関する技術的な議論や、国民負担率と経済成長の関係に関する世代間公平の観点や企業の国際競争力の観点からの考察、国民負担率と経済成長の計量分析結果は慎重に解釈をすべきとの指摘を盛り込んだ研究会報告書を出している。

さらに、国民負担率の水準を海外諸国と比較し、それが異なる要因と背景を分析することを通じて日本の特徴を明らかにし、課題を浮き彫りにする研究もある。しかし、本稿は、臨調が掲げた「国民の負担率」に着目し、この考えがどのように議論され、政策に盛り込まれていったのか、その後の財政運営にどのような影響を及ぼしていったのかについて、その政策過程を分析することに焦点を当てている。この分析を通じて、1980年代に活力ある福祉社会を実現していこうとして選択した政策が、その後、どのような影響をもたらしたのかを明らかにする。本稿の構成は以下のとおりである。第2節は国民負担率について、第3節は臨調での議論、第4節は臨調後の展開、第5節はまとめである。

2. 国民負担率について

まず、国民負担率の推移を確認する。国民負担率及び潜在的国民負担率は財務省から毎年公表されており、これらの推移をみたものが図1である。1970年度以降、どちらも緩やかに上昇が続いている⁷⁾。

7) 潜在的国民負担率が50%を超えたのは、2009年度51.7%、2011年度50.8%、2012年度50%の3回である。

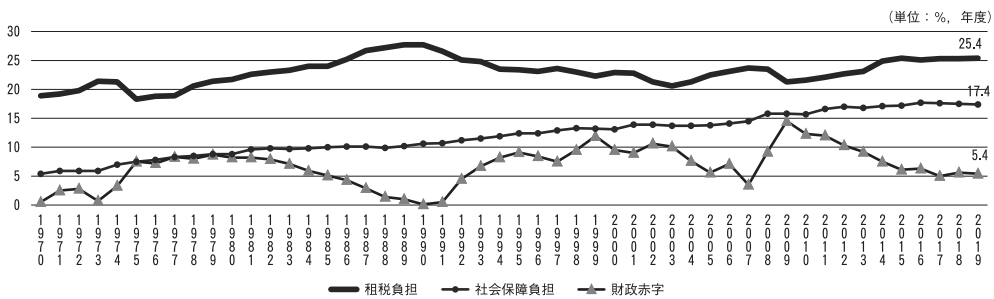


(注) 2017年度までは実績, 2018年度は実績見込み, 2019年度は見通し。

(出所) 財務省 HP 「国民負担率 (対国民所得比) の推移」より作成。

<https://www.mof.go.jp/budget/topics/futanritsu/sv3102a.pdf> (2019年4月5日アクセス)

図1 国民負担率及び潜在的国民負担率の推移



(注) 2017年度までは実績, 2018年度は実績見込み, 2019年度は見通し。

(出所) 財務省 HP 「国民負担率 (対国民所得比) の推移」より作成。

<https://www.mof.go.jp/budget/topics/futanritsu/sv3102a.pdf> (2019年4月5日アクセス)

図2 潜在的国民負担率の内訳 (租税負担, 社会保障負担, 財政赤字の対国民所得比) の推移

国民負担率の上昇要因を確認するため, 国民負担率の内訳を確認したものが図2である。租税負担率は, 1970年度の18.9%から2019年度の25.4%にまで途中ぶれを伴いながら上昇している。社会保障負担は, 1970年度の5.4%から2019年度の17.4%へと一貫して上昇し続けている。財政赤字は, 今の世代の国民が租税負担又は社会保障負担で負うべき負担を将来世代に先送りしている分である。財政赤字の対国民所得割合をみると臨調の設置期間 (1981~1983年) から1990年度までにはほぼ0まで下がっており, 歳出抑制の政策効果を確認できる。一方で, 世界金融危機後の2009年度には, 財政赤字の対国民所得割合が14.5%にまで高まり, その後は低下しつつあるものの, 2019年度の数値は5.4%である。

図1で確認したとおり, 潜在的国民負担率は50%に接近している。過去, 国民負担率について水準をとりあげた答申や法律は3つあり, そのいずれも50%を水準として掲げている⁸⁾。初

8) 石 (2004) も同じ3つの観点を指摘している。なお, 古谷・矢野 (2004) の議事録には, 国民負担率について「1977 (昭和52) 年頃からずっと50%以下に抑えようという閣議決定がなされてきたわけで」とあるが, 筆者は確認できなかった。本稿は臨調答申がその後も引用され続けた影響を重視し,

めに国民負担率の水準を掲げたのは、臨調の基本答申（1982年7月30日）であった⁹⁾。その後、臨時行政改革推進審議会（以下、「行革審」）及び1997年の「財政構造改革の推進に関する特別措置法（財政構造改革法）」に引き継がれていることが以下の から で確認できる。

臨時行政調査会の基本答申¹⁰⁾（1982年7月30日）

「租税負担と社会保障負担とを合わせた全体としての国民の負担率（対国民所得比）は、現状（35%程度）よりは上昇することとならざるを得ないが、徹底的な制度改革の推進により現在のヨーロッパ諸国の水準（50%前後）よりはかなり低位にとどめることが必要である」

臨時行政改革推進審議会（第2次行革審）の最終答申（1990年4月18日）

「国民の公的負担について、租税と社会保険料を合わせた国民所得に対する比率（国民負担率）は、社会保障関係経費がかさむ高齢化のピーク時（2020年頃）においても50%を下回ることを目標とする」¹¹⁾

「財政構造改革の推進に関する特別措置法（財政構造改革法）」第6条6号（1997年12月施行、1998年12月停止）

「国民負担率（一会計年度において国の収入となる租税及び印紙収入の額並びに地方公共団体の収入となる租税の額を合算した額、当該会計年度における国民経済計算の体系における社会保障負担の額及び一般政府の無基金雇用户福祉帰属負担の額を合算した額並びに当該会計年度における国及び地方公共団体の財政赤字額を零から差し引いた額を合算した額を国民経済計算の体系における国民所得の額で除して得られる数値をいう。）を百分の五十を上回らないように抑制すること」

から を見比べると、 の1982年の臨調の基本答申では、「租税負担と社会保障負担とを合わせた全体としての国民の負担率（対国民所得比）」と書かれ、「国民負担率」ではなく、

臨調答申を出発点としている。

9) 臨調の第3次答申が「基本答申」と呼ばれている。

10) なお、1983年3月14日に出された「行政改革に関する第5次答申 最終答申」は、「長期的には、租税負担と社会保障負担とを合わせた全体としての国民の負担率（対国民所得比）は、現状（35%程度）よりは上昇することとならざるを得ないが、上述のような徹底的な制度改革の推進により、現在のヨーロッパの諸国の水準（50%前後）よりはかなり低位にとどめることが必要である」とあり、基本答申の文言を踏襲している（臨時行政調査会OB会（1983）367頁）。

11) 第3次行革審の最終答申（1993年10月）でも「国民負担の水準について、第2次行革審が提唱した『高齢化のピーク時（2020年頃）において50%以下、21世紀初頭の時点においては40%台半ばをめどにその上昇を抑制する』との目標を今後とも堅持し、社会保障制度をはじめ行財政全般にわたり不断の改革努力を積極的に行っていく必要がある」と言及された。

「国民の負担率」となっていた。次に、の1990年の第2次行革審の最終答申では、「租税と社会保険料を合わせた国民所得に対する比率（国民負担率）」のように括弧で「国民負担率」と書かれ、1997年12月施行の「財政構造改革法」では、そのまま「国民負担率」という言葉が法律で用いられていた。

では、国民負担率という言葉はいつ頃から出てきたのか。元厚生事務次官だった多田宏のオーラルヒストリーをみると、厚生省でつくった概念ではなく、大蔵省主計局調査課がつくったのではないかと述べられている¹²⁾。そこで、臨調設置前の1980年7月に大蔵省主計局が刊行し、歳出削減の必要性を考える上での議論の土台になる資料集『歳出百科』を確認してみよう¹³⁾。そこには「国民の費用負担を示す指標である租税及び社会保険負担の国民所得に対する割合は、わが国の場合、西欧諸国と比べて6割程度という低い水準にあります」とあり¹⁴⁾、表1で確認できるが、当時は国民負担率という言葉は使われていなかった¹⁵⁾。厚生省の用語法を確認するため、の臨調答申が出る前の1981年10月9日に臨調第1部会で配布された厚生省側の資料をみると、「租税・社会保障負担の対国民所得比」と記載されており、この時期は厚生省側も国民負担率という言葉を用いていなかった¹⁶⁾。

そこで、臨調が設置されていた1981年度から1983年度までの間の財務省広報誌『ファイナンス』に掲載された主計局主計官による「社会保障予算」の解説論文を確認すると、各年とも社会保障予算の説明の中の図では、「租税・社会保障負担の対国民所得比」と書かれており¹⁷⁾、この間は「国民負担率」という言葉は大蔵省側でも用いられていた形跡が見当たらない。

さらに1983年8月に閣議決定された「1980年代経済社会の展望と指針」には「将来の租税負担と社会保障負担とを合わせた全体としての国民の負担率（対国民所得比）は、ヨーロッパ諸国の水準よりはかなり低い水準にとどめることが望ましい」と書かれ¹⁸⁾、臨調答申の文言を踏

12) 多田 (2017) 53-54頁。多田宏と聞き手の土田武史、新田秀樹、田中聡一郎とのやり取り。

13) 元大蔵事務次官であった松下康雄によれば、「(昭和)56年度歳出削減を中心にした財政再建予算を編成する準備として、主計局がまずその年に手を着けたのは、歳出の内容を国民によく理解してもらって、その上で歳出削減の具体的な方策について国民の支持を得ようということ、まずつくったのが『歳出百科』というパンフレットであったわけです」と言及している(大蔵省(1986)5頁)。

14) 大蔵省主計局(1980)75頁。

15) 『歳出百科』は翌年の1981年9月にも大蔵省主計局から刊行されているが(大蔵省主計局(1981))、この中も前年同様の記述で国民負担率の文言はなかった(85頁)。なお、1979年8月10日に閣議決定された「新経済社会7か年計画」でも、「60年度におけるわが国経済の輪郭(計画策定時)」の中には、「社会保障負担(対国民所得比)」、「租税負担(対国民所得比)」と分かれて記載されているが、上下に並んで記載されている(財政調査会(1980)17頁)。

16) 臨時行政調査会第1部会第6回資料 昭和56年10月9日。本資料は後述する土光資料ではなく、地方自治総合研究所に保存されていた臨調第1部会の配布資料である。ただし、第1部会の議事録は保存されていなかったため、第1部会の議論の詳細を確認することは難しい。

17) 安原(1981)15頁、篠沢(1982)27頁、小村(1983)10頁。

18) 財政調査会(1984)1171頁。

襲していた。この「1980年代経済社会の展望と指針」を受け、その後1985年に大蔵省が出した「財政改革を進めるに当たっての基本的考え方」には¹⁹⁾、「昭和59年度予算における租税負担と社会保障負担とを合わせた全体としての国民の負担率（対国民所得比）は35%程度と推計される。国民負担率の水準の中長期的な方向については、今後、高齢化社会への進展等により、現状よりは上昇することとならざるを得ないが、徹底的な制度改革の推進により、ヨーロッパの水準よりはかなり低い水準にとどめるよう努める」（下線は筆者）とあり²⁰⁾、「国民の負担率」が「国民負担率」と言い変えられていったことが確認できる。

他方で、1982年4月2日の日本経済新聞には、臨調第一部会が部会報告書をまとめた報道の中で「国民負担率」という用語がみられるほか²¹⁾、1983年に経済企画庁が出した『昭和58年度 年次経済報告』（いわゆる『経済白書』）には「国民負担率」の語が記されていた²²⁾。このように、臨調答申の「国民の負担率」を正確に踏襲しているところと、「国民負担率」とまとめて記しているところがあり、時代とともに表記が「国民負担率」へと移り変わっていったと考えられる。

ここで改めて前記 から をみると、国民負担率として掲げられている水準はどれも50%が上限とみなされている。なぜ50%だったのか。具体的には、臨調の基本答申は「現在のヨーロッパ諸国の水準（50%前後）よりはかなり低位にとどめる」とあるように、括弧書きではあるものの50%前後と数値を掲げており、では50%を下回る、では百分の五十を上回らないように抑制、と表記されたが、いずれも50%が目安になっている。

臨調が設置された当時の国民負担率に関する各国比較のデータをみると（表1）、日本の国民負担率は約28%であるが、イギリス（英）は約48%、西ドイツ（西独）、フランス（仏）は約50%強であり、スウェーデンは約73%に至っていた。当時はヨーロッパの経済成長が鈍化しており、日本もこのままではヨーロッパのようになると懸念されていた時代だった（表2）。

臨調で租税負担と社会保障負担とを合わせた全体としての「国民の負担率」、つまり国民負担率の水準を50%と定めることについて、どのような議論があったのか。現在、潜在的国民負担率が50%に近づきつつあるが、臨調が「増税なき財政再建」を掲げ、福祉社会を目指し、その

19) これは「58年8月に閣議決定された『1980年代経済社会の展望と指針』を踏まえた今後の財政改革の手順と方策について明らかにすべきではないかとの議論が出されたことにこたえたものといえる」と作成された背景が説明されている（財政調査会（1984）35頁）。

20) 財務省財務総合政策研究所財政史室（2004b）90頁。

21) 日本経済新聞 1982年4月8日 朝刊1面。ただし、朝日新聞は「国民負担率」という単語が紙面に掲載されるのは1984年2月11日で、大蔵省の「財政改革を進めるに当たっての基本的考え方」の案について紹介した記事が最初である（朝刊9面）。読売新聞は1983年11月26日に当時の林厚生大臣が国民負担率が40～45%がメドであると発言した記事が初出である（朝刊1面）。

22) 経済企画庁（1983）の第3章第2節2「拡大傾向を辿る日本の政府規模」の中で、「税負担と社会保障負担を合わせた国民負担率（対国民所得比）についてみると」とある。

表1 租税負担および社会保障負担の対国民所得比 (1977年, 日本は年度)

(単位: %)

	日 本	米	英	西 独	仏	スウェーデン
租 税	19.3	28.8	37.4	32.2	29.8	52.7
社会保障	8.6	9.3	10.4	19.9	23.8	20.1
計	27.9	38.1	47.8	52.1	53.6	72.8

(出所) 大蔵省主計局 (1980) 『歳出百科』75頁より作成。

表2 主要国の国民総生産の実質成長率 (対前年比) (1977~1983年)

(単位: %)

(年)	日 本	米	英	西 独	仏
1977	5.3	5.5	1.3	2.8	3.1
1978	5.1	5.0	3.7	3.5	3.8
1979	5.2	2.8	2.1	4.0	3.3
1980	4.8	0.3	2.3	1.9	1.1
1981	4.0	2.6	1.0	0.3	0.3
1982	3.3	1.9	2.2	1.1	1.8
1983	3.0	3.4	3.5	1.2	

(出所) 大蔵省 (1984) 『財政金融統計月報』388号 (1984年8月) 32頁より作成。

後もこの水準が維持され続けたことを考えれば、改めてこの意味を問う必要がある。本稿で用いている資料は、臨調の会議議事要録及び資料、委員・部会長連絡懇談会要旨及び資料である²³⁾。会議議事要録は発言者の名前と発言内容が詳細に書かれており、政策決定過程を追うことができる。本稿ではこれらに加え、臨調の委員が後日、臨調について言及した資料も用いて補完する。

3. 臨調での議論

臨調は、調査会の下に4つの部会を設け、それぞれの部会が分担された検討課題を議論した。第1部会は、行政の果たすべき役割と重要行政施策の在り方を担当し、臨調答申に盛り込まれた国民負担率の水準についても議論しており、部会長は元厚生事務次官の梅本純正 (武田薬品

23) 用いた資料は臨調会長であった土光敏夫が保有していた資料である。本資料は、土光敏夫会長の秘書の並河信乃氏から市政図書館に寄贈された図書であり、マル秘印と所持者がわかるよう通し番が打たれており本資料は「1」で、表紙には「禁複写」の文字がある。議事要録は、A3版縦書き罫紙に発言者と発言内容が手書きで詳細に書かれており、121回分の本会議議事要録 (製本後20冊)、議事録 (6冊) のほか、会議資料 (30冊)、委員等懇談会議事要録 (2冊) 等が現存している。ただし、第1部会の資料及び議事録は土光資料の中には残されておらず、地方自治総合研究所に第1部会の資料のみが残されている。

工業株式会社取締役副社長)であった²⁴⁾。

鈴木内閣の歳出抑制を主眼とした「増税なき財政再建路線」に対し、厚生省側では、臨調発足後に厚生大臣だった村山達雄が²⁵⁾、当時の厚生省の八木哲夫事務次官や吉村仁官房長と相談した上で、国民の実質的福祉水準の切下げを行わないことや社会保険料負担の増加等、新たな国民負担に転嫁させないこと等の基本方針の下に臨調に協力する態度をとっていた²⁶⁾。そして臨調発足に際し、厚生省は臨調の第1部会長に梅本元厚生事務次官を送り込み、吉村官房長の2人で相談しながら審議内容の方向を決めていった²⁷⁾。

臨調の答申で国民負担率の概念が出てくるのは、1982年7月30日に出した基本答申と呼ばれる「行政改革に関する第3次答申」からである。この基本答申には、「必ずしもより『小さな政府』を求めるものではないが、西欧型の高福祉、高負担による『大きな政府』への道を歩むものであってはならない」と書かれており、そもそも高福祉高負担は選択されていなかった²⁸⁾。そして、「増税なき財政再建」の達成に向けて、「全体としての租税負担率(対国民所得比)の上昇をもたらすような税制上の新たな措置を基本的にはとらない」ことが掲げられていた²⁹⁾。租税負担率が含まれた国民負担率の水準については、「現在のヨーロッパ諸国の水準(50%前後)よりはかなり低位にとどめることが重要である」、「受益と負担の対応を明確にする意味からも、租税負担よりは社会保障負担の方を重視していくことが肝要である」と記された。

基本答申には、2 でみたとおり、国民負担率について「徹底的な制度改革の推進により現在のヨーロッパ諸国の水準(50%前後)よりはかなり低位にとどめることが必要である」と

24) 梅本は環境事務次官、内閣官房副長官(三木武夫内閣時)も務めていた。

25) 村山達雄の厚生大臣在任期間は1981年5月18日-11月30日。村山は、大蔵省主税局長を務めた後に政治家に転じ、福田赳夫内閣時に大蔵大臣(1977年11月28日-1978年12月7日)を、竹下登内閣・宇野宗佑内閣時にも大蔵大臣(1988年12月24日-1989年8月10日)を務めている。

26) 村山(1998)36頁。

27) 多田(2017)49頁。なお、大蔵省側では元大蔵事務次官の谷村裕が臨調委員として入っているが、安藤(1987)に収録されている松下康雄(元大蔵事務次官)の口述によれば、「谷村さんはああいう公平な方で、ご自分の考えでどんどんおやりになる。役所がお願いをして、それによって動くという性格の方ではないから、最初から主計局の意向をいちいち、代弁していただくというような戦術的なことはまったく考えませんでした。谷村さんにお時間をいただいて臨調の場でどうということをおっしゃっていかれるかをうかがったことはあります。しかし、それに対して、『それはまずいです』といったことを申し上げられる方ではないし……」という状況であった(220頁)。

28) 吉田(1985)は、臨調答申のこの部分について「臨調の考える政府の未来像は、決して『小さな政府』ではない、敢えていえば『高齢化社会において必要とされる基盤的な所得保障』等をそなえた『中位の政府』こそが目指すところなのである」と論じている(74頁)。

29) 安藤(1987)のインタビューにおいて、元大蔵事務次官の松下は、「第一次答申(緊急答申)のときは、主計局として連絡を受けて、細かく意見をいっています。しかし、その後は、許認可答申も、また基本答申も、事務的な担当係は別として、答申の骨格にかかわるようなことについて、主計局長が事前に案をみせていただいて意見をいうようなことはなかったです。なかったけれども「増税なき財政再建」に関する臨調側の考え方については想像がついていました」と述べている(220頁, 222頁)。

いう文言が盛り込まれた。この「現在のヨーロッパ諸国の水準（50%前後）よりはかなり低位にとどめること」はどのように決まったのか。この点について、臨調当時、大蔵省主税局長及び国税庁長官を務めた福田幸弘は「50%よりかなり低位にとどめるという、最終答申に至るまでの議論というのはわれわれは知らないのです」と述べ³⁰⁾、税制調査会委員であった金子宏（東京大学教授）も「臨調の考え方の背景は私にもよく分からないのですが、一つ考えられることは、ヨーロッパの負担率が高すぎると考えていることは明らかだと思っんです」とあるように³¹⁾、臨調答申にある国民負担率の水準がどのような考えで決まったのかは明らかではなかった。また、厚生事務次官（1994～1996年）を務めた多田宏もオーラルヒストリーのなかで、臨調で国民の負担率が50%の水準と書かれたことについて、「誰が主導したのかなあ。大蔵が主導するわけないね、50でとめようなんていうのは」、「最初に言い出したのは誰だろうね」と述べている³²⁾。以下では、水準が50%となる文言に至るまでに、どのような考えで決められたのかについて、臨調の議事要録等を用いて詳細を確認する³³⁾。

（1）「増税なき財政再建」と国民負担率の関係、その水準

臨調が第1次答申（1981年7月10日）を公表した約半年後の1981年12月7日、第1部会が部会審議結果を調査会に報告した際、調査会委員の圓城寺次郎（日本経済新聞社顧問）が「租税負担率プラス社会保障負担率が重要な問題になる」と指摘すると、第1部会の部会長代理である牛尾治朗（ウシオ電機株式会社取締役会長）が「部会ではまだ議論していないが、立案過程では、正副部会長と事務局との間で租税負担率と社会保障負担率を足すと対国民所得比が34.3%になっており、これを放置しておくとも40%くらいになるという線があるので、それに対してどこで歯止めをするかという議論はある」、「直間比率の問題と社会保障負担率・租税負担率を全部足して総枠で何%くらいにするのかというのもひとつの政策論争である」と述べており³⁴⁾、

30) 福田（1985）129頁。福田幸弘と金子宏の対談。

31) 同上、130頁。福田幸弘と金子宏の対談における発言。

32) 多田（2017）54頁。なお、臨調の基本答申が出された1982年7月時点では、多田は社会保険庁医療保険部健康保険課長であり、同年8月に厚生省保険局企画課長となっているため、基本答申が決まるまでの厚生省内での動きを把握していたとは必ずしもいえない可能性がある。

33) 臨調委員の一人の丸山康雄（日本労働組合総評議会副議長、全日本自治団体労働組合中央執行委員長）は、「答申案の作成を実質的に担うのは各部会、分科会の審議内容が臨調委員は満足に伝えられておらず、第1次答申後に委員・部会長等連絡懇談会が設置された程度で、最後まで部会主導の審議体制であったため、部会報告は事実上、修正不可能なものとなり、9人の調査会審議は形式的なものにならざるをえなかった」と指摘しているが（丸山（1984）155、157頁）、第1部会の議事録の現存が確認できないため、確認することができない。よって、本稿は臨時行政調査会委員・部会等連絡懇談会要旨及び臨時行政調査会OB会（1983）の第1部会懇談会の記録に依拠しているが、これらの資料で確認すると、調査会は部会報告に対して相当な審議を行っている。

34) 臨時行政調査会 委員・部会長等連絡懇談会 第3回要旨 昭和56年12月7日。

租税負担率と社会保障負担率を合わせた率を総枠で縛ることが第1部会の正副部長と事務局の間で検討されていた。

臨調解散後に行われた臨調関係者の座談会で、梅本第1部会長は、当時、租税負担率が25%であるが社会保障負担は今の制度のままであれば10%から20%に上昇し、社会保障、特に年金改革ができない限り50%を超えてしまうが、それでは社会の活力が失われるため租税負担率は上げず、社会保障負担が増えるのは止むを得ないものの、相対として45%、50%前後というヨーロッパの水準よりかなり低く抑える、と考えていたことを後に語っている³⁵⁾。そして租税負担と社会保障負担を合わせた全体としての国民の負担率(対国民所得比)の45%という水準は、梅本第1部会長が「私が言ったんです、個人的に」というものであった³⁶⁾。

また梅本第1部会長は、臨時行政調査会の委員が集まった第1部会関係座談会でも、国民の負担率について「私は個人的には45%だ、答申では45%と言うと論理的根拠がどうだこうだという議論になるから、極力抑えなさいと書いてあるけれども、45%ぐらいに止めておかないと国民の活力がなくなる、だからそういう意味でやるんだということを言っているんですよ」と述べている³⁷⁾。この45%という水準を巡り、第4部会長だった加藤寛(慶応義塾大学教授)は、梅本第1部会長と大体同じ考えだが45%という数字はむしろはっきりと出すべきだったんじゃないかと指摘していた³⁸⁾。また、梅本第1部会長によれば、当時の社会保険審議会の小路路男が45%の水準について、それは難しい、52~53%なら収まると言及したので、「それではいかん、45%を超えちゃいかんと申し上げて、相当のことをやらにやいかんので、先生、委員だから頑張ってくださいとお願いしたんですよ」というエピソードを明らかにしていた³⁹⁾。

また、こうした臨調側の動きに対して、多田宏・元厚生事務次官は「57年7月30日、臨調基本答申というやつで国民負担率が出てきて、『租税と社会保険の負担が西欧諸国は50%を越えているけれども、こんなことをしてはいかん』という話になって、吉村さんは『そのとおりだ』という理解で走っていましたね」と言及している⁴⁰⁾。この点からも、「国民の負担率」の水準

35) 臨時行政調査会 OB 会 (1983) 80-83頁。さらに梅本第1部会長は、租税負担率は当面これより増えてはだめで、基本的に新たな措置はとらない、「基本的に」と入れてあるのは、自然増収やクロヨン正をすれば租税負担が上がるが、そういうことではなく、新たな措置によって租税負担率を上げることが認めないと考えていた。活力のある社会を作るためには、欧米のように50%に近いものになって俸給の半分を公にもっていられるということでは活力がなくなる、この辺で抑えるべきだという意識が強かった。歳入欠陥が6兆円だとか一向に景気が回復しないという議論はあったものの、そういう観点からこの線は断固守るべきとしていた (82頁)。

36) 臨時行政調査会 OB 会 (1983) 82頁。

37) 臨時行政調査会 OB 会 (1983) 118頁。

38) 臨時行政調査会 OB 会 (1983) 86頁。

39) 臨時行政調査会 OB 会 (1983) 82-83頁。

40) 多田 (2017) 49-50頁。会話に出てくる吉村は吉村仁官房長であり、当時、梅本第1部会長と連絡調整を行っていた。なお、吉村も多田も元厚生事務次官だが、吉村は1984年8月-1986年6月であり、多田は1994年9月-1996年7月である。多田は「社会保険の負担」と言及している。

を50%とすることについては、厚生省関係者間でも合意に基づいて掲げられていたのである。

(2) 租税負担と社会保障負担の対国民所得比

では国民負担率の内訳である租税負担と社会保障負担についてはどのように考えられていたのだろうか。臨調の議論を確認すると、1982年6月7日の調査会で圓城寺委員が「社会保障のために税金は増やさないで、社会保障負担の方で増やすということである」と述べると、第1部会の部会長代理であった赤澤璋一（富士通株式会社代表取締役副会長）は「その通りである」と同意していた⁴¹⁾。この時点で、臨調では租税負担よりも、社会保障負担で対応していくことが臨調でも合意されつつあった。

その後の1983年2月5日の調査会では、梅本第1部会長が租税負担率は上げられないが、社会保障負担は目的税で負担に対するサービス（年金・医療等）がはっきりしていることから今後は社会保障負担の方を上げていくべきとの考えを明らかにしていた⁴²⁾。一方で、産業界を代表する委員の一部からは異なる見解が出されていた。同日2月5日の部会で、調査会の宮崎輝委員（旭化成工業株式会社取締役社長）は、負担ということでは両方とも同じで社会保険料の負担は個人負担と雇用者負担があり、社会保険負担の方が外形標準課税と同じで損益と関係なくとられるのでこの方が本当は痛い、国民にとってはこれは目的税である、と発言し⁴³⁾、土光会長も「私は50%は高すぎると思うのでそれ以下に抑えなければならない」と述べ⁴⁴⁾、当時の財界関係者は社会保障負担を増やすということについては企業にとって利益関係なしに取られる外形標準課税の引上げと捉えていた。

梅本第1部会長は、国民負担率の内訳は固定的ではないが、おおよそ社会保障負担率は20%、租税負担率は25%としており、この租税負担率を25%程度にとどめる必要があるということをもって「増税なき」の定義と整理していた⁴⁵⁾。つまり、臨調としては、「増税なき」を掲げる以上、租税負担率が上がるようなことはできず、一方で企業にとっての外形標準課税とみなされていた社会保障負担率がこのまま上昇し続けるのを看過できないことから、国民負担率の総枠を縛ることで社会保障負担率の上昇を抑制しようとしたのである。こうして臨調は「糧道を

41) 臨時行政調査会 第49回議事要録 昭和57年6月7日。

42) 臨時行政調査会 第102回議事要録 昭和58年2月5日。

43) 臨時行政調査会 第102回議事要録 昭和58年2月5日。なお、宮崎委員は文中にあるように「社会保険負担」と言及しているが、政府資料等では「社会保障負担」となっている。

44) 臨時行政調査会 第102回議事要録 昭和58年2月5日。

45) 臨時行政調査会 OB会（1983）81-82頁。臨時行政調査会の「行政改革に関する第3次答申 基本答申」（昭和57年7月30日）では、「ここで『増税なき財政再建』とは、当面の財政再建に当っては、何よりもまず歳出の徹底的削減によってこれを行うべきであり、全体としての租税負担率（対国民所得比）の上昇をもたらすような税制上の新たな措置を基本的にはとらない、ということの意味している」と意義付けた。

断つ」ことで大きな制度改革を迫ったのである⁴⁶⁾。

(3) 政治の反応

国民負担率の水準がもつ影響について、政治家はどのような反応を示していたのか。臨調解散後の1983年、衆議院の行政改革に関する特別委員会における審議では、まず、1983年9月29日に民社党の岡田正勝議員が租税負担率と社会保障負担率を合わせた国民負担率は現状維持とされるかどうかについて質問したのに対して、中曽根康弘内閣総理大臣は「私は、数字を定量的に申し上げたことはないのです。それは意識して言わないわけであります」と言及しつつ、臨調の申しているような線を守るよう努力していきたいと述べ⁴⁷⁾、竹下登大蔵大臣も「総理の絶えずおっしゃっている定性的哲学、そのもとに任命された私の財政運営、筋としては全く一本筋であると思っております」と答え⁴⁸⁾、さらに塩崎潤経済企画庁長官も「『1980年代経済社会の展望と指針』の中で、やはり臨調答申と矛盾しないような方向で」と述べ⁴⁹⁾、臨調答申以上に踏み込んだ発言を避けていた。

翌日の1983年9月30日の審議では、日本社会党の後藤茂委員が、総理が租税負担率と社会保障負担率を合わせた国民の負担率34%の水準を守っていきたいと言及した点を尋ねた。この時も中曽根康弘内閣総理大臣は臨時行政調査会の線を守っていくと述べ、「私は、数字は一切言いませんと申し上げてきまして、定量的な表現はしないで定性的な表現をいたしております」と同様の答弁をした⁵⁰⁾。

1983年10月3日には同委員会で参考人招致がなされた。臨調関係者の出席者として、土光敏夫元臨調会長（当時：臨時行政改革推進審議会（第1次行革審）会長）及び瀬島龍三元臨調委員（当時：第1次行革審委員）が出席した。日本社会党の安井吉典議員が租税負担率の具体的なリミットについて質問すると、瀬島元委員は臨調で討議をしていた時は24%は租税負担で、11%は社会保障負担であり、合計35%だったが、それがヨーロッパのように50%以上までになると我が国の社会が大変になるため、答申ではヨーロッパの水準よりもかなり低くとどめるべ

46) 臨時行政調査会「行政改革に関する第5次答申 最終答申」（昭和58年3月14日）の2（1）には、「予算編成において、いわば糧道を断ちつつ、歳出の削減によって財政再建を図る限り、おのずから既存の制度や政策の見直しが不可欠となり、そのことが本格的な行政改革の推進につながっていくと期待されるからである」と「糧道を断ちつつ」という文言が含まれている（臨時行政調査会OB会（1983）364頁）。

47) 衆議院『第百回国会 衆議院 行政改革に関する特別委員会議録 第五号』（昭和58年9月29日）、11頁。

48) 衆議院『第百回国会 衆議院 行政改革に関する特別委員会議録 第五号』（昭和58年9月29日）、12頁。

49) 衆議院『第百回国会 衆議院 行政改革に関する特別委員会議録 第五号』（昭和58年9月29日）、12頁。

50) 衆議院『第百回国会 衆議院 行政改革に関する特別委員会議録 第六号』（昭和58年9月30日）、5頁。

きであると表現したと説明しつつ、さらに「このかなり低くという言葉は一体具体的数字でどの程度かということでございますが、そのときの臨調委員の皆それぞれの見解がございましたが、大体40%ぐらいという意見もございました。それからマキシマム45%だという意見もございました。大体40から45%の間の意見が多うございました。そういうことで、ここの文書で答申する表現は、ヨーロッパの水準よりもかなり低くすべきであるという表現に実はなっておるわけでございます」と水準を議論した際の過程を明らかにした⁵¹⁾。さらに民社党の岡田正勝議員が、国民負担率についてどのように考えているのかを再度質問すると、瀬島元委員は「増税なき財政再建」を主張している臨調としては国民負担率と租税負担率のいずれもできるだけ抑制していくということは当然であり、臨調答申で具体的な数字を出すのを差し控えたのは、高齢化社会で行政サービスをどうしていくかということや、行政改革がどこまで行けるかということも数字に非常な関連がある問題なので、具体的な数字を表現しないで、ヨーロッパよりもかなり低位という表現になったと答弁した⁵²⁾。

また、1983年11月24日には参議院の行政改革に関する特別委員会が開催され、土光元会長と瀬島元委員が出席した。公明党の和田教美議員が臨調の「国民の負担率」は上がらざるを得ないがヨーロッパよりは低いものにとどめるとする臨調答申の主旨を確認すると⁵³⁾、瀬島元委員は、社会の活力を維持して絶対に先進国病にかからないという観点から国民の負担率をヨーロッパの水準よりもかなり低いところに抑えておかなければならないという考え方を取り、90年代以降は社会保障が非常に急増する傾向にある中で、90年代以降に幾らで抑えるかという問題は、日本の国民所得がどうなっているかや、その時までには日本の社会保障制度がどのように改革されるかという不定の要素があるため、結局国民負担は現状どおりという言葉はかけなかったが、ヨーロッパの水準よりもかなり低いところに抑えるべきという表現で答申をした、と答弁した⁵⁴⁾。また、新政クラブの野末陳平議員が租税負担率と社会保障負担率を合わせて両方でどのくらいの数字を覚悟しているのかを質問すると⁵⁵⁾、瀬島元委員は「臨調が検討する途中の

51) 衆議院『第百回国会 衆議院 行政改革に関する特別委員会議録 第七号』(昭和58年10月3日)、5頁。

52) 衆議院『第百回国会 衆議院 行政改革に関する特別委員会議録 第七号』(昭和58年10月3日)、9頁。

53) 和田教美議員の質問は、「租税負担率は余り上げないけれども、社会保障に対する国民の負担率というふうなものはこれは上がらざるを得ない、そして全体の国民の負担率はいまよりは上がらざるを得ない、しかしヨーロッパよりは低いものにとどめる、こういうお考えでございますか」というものであった(参議院『第百回国会 参議院 行政改革に関する特別委員会議録 第四号』(昭和58年11月24日)、8頁)。

54) 参議院『第百回国会 参議院 行政改革に関する特別委員会議録 第四号』(昭和58年11月24日)、8頁。

55) 野末陳平議員の質問は「臨調の先生方の頭の中には、租税負担率を上げたくないということであれば、それプラス社会保障の負担率が上がりまして、両方でどのくらいの数字までを何となく覚悟なさ

一つの数字として、できれば40で抑えたい、真にやむを得なくても45以下にすべきである、そしてヨーロッパの水準よりも低くしておかにかいぬ」ということを「研究の一つの内容」としつつ言及した⁵⁶⁾。

このように行政改革に関する特別委員会では、政府側は臨調答申の路線を守ることを強調しつつ、「国民の負担率」について言及を避けた。参考人招致された臨調の瀬島元委員の答弁により臨調内で「国民の負担率」がどのように議論されたかが明るみになったものの、これ以上、国会では臨調答申で掲げられた「国民の負担率」の水準を変えるような議論にはならなかったのである⁵⁷⁾。

4. 臨調後の展開

臨調答申で掲げられた国民負担率の水準の考え方はその後も続いていった。臨調が掲げた国民負担率の水準を「現在のヨーロッパ諸国の水準（50%前後）よりはかなり低位にとどめると掲げる」とすることについて、政府の審議会ではどのように受け止められ、どのような影響を及ぼしたのだろうか。

(1) 「1980年代経済社会の展望と指針」

まず、1983年（昭和58年）に経済審議会による「1980年代経済社会の展望と指針」（1983年8月12日閣議決定）では、対象期間とする1990年度（昭和65年度）までに「特例公債依存体質からの脱却」をすることが正式に決定された⁵⁸⁾。この「1980年代経済社会の展望と指針」を踏

っていたのか、それがないと、かなり抑えると言われましても、そのかなりが考え方によって幾らでも上下してしまいますので、念のためひとつお聞かせ願いたい」というものであった（参議院『第百回国会 参議院 行政改革に関する特別委員会会議録 第四号』（昭和58年11月24日）、11頁）。

56) 参議院『第百回国会 参議院 行政改革に関する特別委員会会議録 第四号』（昭和58年11月24日）、11-12頁。なお、瀬島元委員は答弁の中で「臨調としては租税負担率はもう極力上げない、……私どもとしましては受益と負担という観点におきまして、租税負担率よりも社会保障負担はある程度上がることはやむを得ない、こういう考え方でございます」（参議院『第百回国会 参議院 行政改革に関する特別委員会会議録 第四号』（昭和58年11月24日）、11頁）と述べており、受益と負担の観点から社会保障負担を上げていくという姿勢を明確にしていた。

57) 日本経済新聞によれば、「来年六月までには必ず総選挙があるという政治状況から、政府側は国民の負担増が明確になるような答弁を避けた形だが、議論の大枠が固まらなかったために行革論議が盛り上がりやむを得ない結果になった」や、「（瀬島元委員が）国民負担率の上限を四五%とすることが臨調内の多数意見だったことを明らかにして話題を呼んだ。国民負担率を現在よりも約一〇ポイント引き上げることに臨調がいわばおスミ付きを与えたわけだが、首相、蔵相は『臨調内の議論の過程を紹介しただけ。その数字を固定的に考えてはいない』と瀬島発言を追認するのを避けたため、議論はそれ以上深まらなかった」と報じられている（日本経済新聞 1983年10月8日 朝刊2面）。

58) 財務省財務総合政策研究所財政史室（2004a）、465頁。『昭和財政史』には、「『対象期間中に』つ

まえ、今後の財政改革の手順と方策について明らかにすべきとの要請に応え、1984年に大蔵省が国会に提出した「財政改革を進めるに当たっての基本的考え方」(1984年2月10日)では、国民負担率をヨーロッパ諸国よりかなり低い水準にとどめることが改めて言及された。同じく同年1984年の財政制度審議会の「中期的財政運営に関する諸問題についての中間報告」では、「中長期的にみた租税負担率の目途に関しては、臨時行政調査会の答申において、今後の高齢化社会の進展に伴い21世紀に向けて、『租税負担と社会保障負担とを合わせた全体としての国民の負担率(対国民所得比)は、現状(35%程度)よりは上昇することとならざるを得ないが、徹底的な制度改革の推進により現在のヨーロッパ諸国の水準(50%前後)よりはかなり低位にとどめることが必要である』と述べられているところである。この中長期的な目標の期間と特例公債依存体質からの脱却を達成するまでの期間とは、その時間的な幅がかなり異なるため、上記の臨時行政調査会の答申が、直ちに当面の中期的な目途とはなり得ないが、方向としては十分考慮する必要があると考えられる」と評価していた⁵⁹⁾。つまり、臨調では中長期的な目標の期間として21世紀が想定されていたが、閣議決定で1990年度までに特例公債脱却を目指すという中期的な目標へと変わり、臨調を引き合いにしつつ国民負担率の上昇を抑制することを掲げながら歳出抑制策を進めていったのである。

(2) 「世界とともに生きる日本 経済運営5カ年計画」

さらに、1988年(昭和63年)には、経済審議会が「世界とともに生きる日本 経済運営5カ年計画」で5カ年の経済運営(1988年度(昭和63年度)～1992年度(昭和67年度))の指針を明らかにするとともに、「高齢化社会への移行、国際的責任の増大等により、国民負担率は、現行制度の下においては、21世紀初頭には4割を上回るものと考えられるが、計画期間中、その上昇は極力抑制する」(下線は筆者)とされ⁶⁰⁾、国民負担率の抑制が言及された。

(3) 特例公債からの脱却

では、特例公債からの脱却を達成した1990年度以降は何か変化が生じたのだろうか。1990年にかかれた財政制度審議会の中期財政運営問題小委員会では、「将来の国民負担率の水準については、まさに国民の選択に係る事項であるが、我が国では、いわゆる『高福祉高負担』という主張について国民の多数が支持しているとは思われないことに加え、『大きな政府』に伴う過大な負担の下で、国民の活力が減衰してしまうような事態に陥ることを避けるため、その上

まり昭和65年度までに『特例公債依存体質からの脱却』を目指すことが正式に決定されたことが重要である」と述べられている(466頁)。

59) 財政制度審議会(1990)345頁。資料のタイトルは「論点整理に沿った議論の方向(案)」となっている。

60) 経済企画庁(1988)43頁。

昇は極力抑制すべき」と考えられていた⁶¹⁾。さらに、この小委員会では、国民負担率の指標としての性格について、国と地方とを合わせた租税負担及び社会保障負担の国民所得に対する大きさを示す、臨調答申等は、行政の果たすべき役割の見直しと国民負担の増大の抑制のための長期的な指標として用いている、政府全体に係る指標であるため、国の一般会計の財政運営には直結しない、財政の肥大化防止の指標であり、必ずしも財政体質の改善にはつながらない、とし、国民負担率が減少することは、財政の肥大化の防止や社会の活力の維持につながると整理されていた⁶²⁾。なお、この小委員会では、一般会計歳出や国債発行額の条件を変えて3つのケースに分けた国民負担率が推計されており、1989年度の国民負担率は38.8%だったが、2010年度にはケースによってやや幅があるものの45.6～49.3%と試算されていた⁶³⁾。この時点の試算でも国民負担率は50%を超えないと想定されていたことが確認できる⁶⁴⁾。

また、この委員会の成果としてまとめられた財政制度審議会「平成2年度特例公債依存体質脱却後の中期的財政運営の在り方についての報告」は「本格的高齢化社会の到来を展望した国民負担率の在り方」を示し、国民負担率の上昇は臨調、第1次・第2次行革審の提言に沿って極力これを抑制していくことや、国民負担が上昇せざるを得ない場合は受益と負担の関係が明確な社会保障負担を重視すべきであることを指摘した。さらに本報告では、今後の国民負担率の水準を規定する要因として、「租税負担率については、これまでの国民負担率の上昇の最大要因である将来の公債費の水準及び国・地方の将来の歳出規模、社会保障負担率については、将来の社会保障給付費の水準である」と指摘した⁶⁵⁾。これは、特例公債依存からの脱却に至った段階で、まだ財政赤字を含んだ潜在的国民負担率という語が使われていない時代であったなか、国民負担率を抑制するために、その内訳である租税負担率の上昇要因となる公債費の水準を抑えていくことや、社会保障費増分は社会保険料で賄うという考え方に親和性をもっていた。

(4) 第2次行革審の最終答申

1990年4月18日の臨時行政改革推進審議会(第2次行革審)の最終答申では、「国民の公的

61) 国民負担率の抑制に関して示された「議論の方向」において言及されている(財政制度審議会(1990)345頁)。なお、1990年の財政制度審議会・中期財政運営問題小委員会には、臨調委員であった谷村裕(元大蔵事務次官)が委員として参加していた。

62) 「財政運営の諸指標の性格について」財政制度審議会中期財政運営問題小委員会(第2回)(懇談会)1989年5月17日、配布資料(財務省財務総合政策研究所財政史室(2019)353頁による)。

63) 財政制度審議会(1990)338, 339, 340頁。

64) 『平成財政史』の資料には、歳出規模を厳しく抑えるケース(平成12年度43.0～43.3%,平成22年度45.9～47.7%)のほうが、国債残高を厳しく抑えるケース(同じく43.8～44.6%,45.6～49.1%)よりも負担抑制につながることが示されたとの解説がなされている(財務省財務総合政策研究所財政史室(2019)275頁)。

65) 財務省財務総合政策研究所財政史室(2019)367頁。

負担について、租税と社会保険料を合わせた国民所得に対する比率（国民負担率）は、社会保障関係経費がかさむ高齢化のピーク時（2020年頃）においても50%を下回ることを目標とする⁶⁶⁾ことが掲げられた。さらに、1993年10月23日の第3次行革審の最終答申でも、「国民負担の水準について、第2次行革審が提唱した『高齢化のピーク時（2020年頃）において50%以下、21世紀初頭の時点においては40%台半ばをめどにその上昇を抑制する』との目標を今後とも堅持し、社会保障制度をはじめ行財政全般にわたり不断の改革努力を積極的に行っていく必要がある」とされた。このように、特例公債依存からの脱却が視野に入った年においても、公債が増加していた臨調時代と同じ国民負担率50%を上限とする目標を掲げ続けていたのである。これは、特例公債に再び依存しないよう、増加傾向にあった社会保障給付費をはじめとする歳出を抑制するため、国民負担率の水準を変えなかったと考えられる。

（5）1996年の「国民負担率の意味とその将来展望」

1996年になると、経済審議会財政・社会保障問題ワーキンググループが「国民負担率の意味とその将来展望」で国民負担率のシュミレーション結果を出し、現行ケースの場合は2000年には40.2%、2010年は45.2%、2025年は51.5%となることを示していた⁶⁷⁾。また、同年1996年に厚生省は福祉ビジョンを公表し、2025年までの社会保障に係る給付と負担の将来見通しを明らかにした。福祉ビジョンにおいて、社会保障に係る負担は対国民所得比で2025年には27.5%～30%～31%となることが示され⁶⁸⁾、大蔵省側でこれをベースに2025年までの国民負担率を試算したところ、2025年の国民負担率は48.5%～51%～52%に上昇する結果となった⁶⁹⁾。この試算結果について、当時の大蔵省主計企画官は、「社会保障関係の費用の増大のために、2025年ごろになりますと、国民負担率は相当程度伸びていかざるを得ないだろうと思います。そうした中で、経済の活力を失わせないような税制あるいは社会保障制度というものを考えていかなければいけないであろう。特に、行革審で、負担率50%以下を目指せというふうな御提言があるわけで、そういったことを念頭に置いてやっていかなければいけないだろうと思います」と述

66) 第2次行革審の答申で2020年に国民負担率は50%以下とすると具体的な水準を書いた理由について、第2次行革審で参与だった香西泰は、社会保障、特に年金は遠い将来を目指して制度を作る必要があり、制度改革は長いリードタイムを必要とするため2020年は遠い将来のようだが、その準備はただちに開始しなければならないと考えて、国民負担率に長期の目標を立てたと述べている（臨時行政改革推進審議会事務局（1990）6頁）。

67) 石（1997）267頁図より引用。

68) 厚生省大臣官房政策課（1994）140頁。「福祉ビジョン」ケース（年金については、改正後の制度を仮定し、医療については、効率化を図るものと仮定し、また、介護対策や児童対策等の充実を図ったと仮定した場合の試算したもの）。

69) 税制調査会（1995）260頁。さらに大蔵省は過去の平均的租税弾力値1.1等による試算も示しており、そこでは2025年の租税負担率が28.5%～29%であり、これに福祉ビジョンで示された社会保障負担率19%～20.5%～21%を上乗せした国民負担率は48%～49%～49.5%となっていた。

べているように⁷⁰⁾、社会保障費が伸びていく一方で、国民負担率50%以下としなければならぬことが強く意識されていたのである。

(6) 財政構造改革会議

1997年1月には財政構造改革会議が設置され、同年3月に示された財政構造改革5原則の中に、「歳出の改革と縮減は、『一切の聖域なし』とする」、「国民負担率（財政赤字を含む）が50%を超えない財政運営を行う」ことが掲げられた⁷¹⁾。大蔵省関係者が執筆している『平成9年度版 図説日本の財政』（1997年度版）では、国民負担率について、第2次行革審答申の趣旨等を踏まえて将来における国民負担率の水準の上昇を極力抑制していくことが重要な課題となっていることが指摘された⁷²⁾。この時点でも歳出抑制と国民負担率50%を上限とする目標が掲げられていた⁷³⁾。

(7) 聖域なき構造改革

その後、小泉純一郎内閣が「聖域なき構造改革」を推進していた2003年の骨太の方針（「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003について」（閣議決定））では、「例えば潜在的国民負担率で見て、その目途を50%程度としつつ、政府の規模の上昇を抑制する」ことが明記された。2004年の骨太の方針でも「例えば潜在的国民負担率で見て、その目途を50%程度としつつ、政府の規模の上昇を抑制する」とされた⁷⁴⁾。財政制度等審議会では、2004年10月の財政制

70) 財政制度審議会（1994）6頁。

71) 財政構造改革5原則とは、財政構造改革の目標は、2003年とする、今世紀中の3年間を「集中改革期間」とする。歳出の改革と縮減は、「一切の聖域なし」とする、当面の平成10年度予算においては、政策的経費である一般歳出を対9年度比マイナスとする、あらゆる長期計画（公共投資基本計画等）について、その大幅な縮減を行う。歳出をともなう新たな長期計画は作成しない、国民負担率（財政赤字を含む）が50%を超えない財政運営を行う、である（田村（1997）55頁）。

72) 田村（1997）45頁。他方で、同書にプライマリー・バランス論が言及されるようになり（同、54-55頁）、このプライマリー・バランス論が言及されるようになった当時は、1996年6月のリヨン・サミット・コミュニケ、1996年9月のIMFワールド・エコノミック・アウトルック、1997年5月のOECD閣僚理事会コミュニケで財政赤字の拡大が中長期的に経済成長の阻害要因となるとの指摘が出された時代であり、日本でも財政構造改革をさらに強力に推進する契機となった。

73) その後、財政構造改革会議で「財政構造改革の推進方策」が決定され、閣議決定として「財政構造改革の推進について」が決まった。これらを踏まえ、1997年12月5日に「財政構造改革の推進に関する特別措置法（財政構造改革法）」が公布・施行となった。しかし、景気後退を受けて、1998年に財政構造改革法は停止となった。

74) 日本経済新聞によれば、2003年の骨太の方針の原案には「中長期的にも50%程度にとどめることを目指す」という文言が考えられていたが、与党の主張で例示する位置づけとなった。また、2004年は、社会保障給付費の伸び率抑制のために検討していた経済指標を用いる管理手法が自民党の抵抗で明記を見送られた。その背景には、諮問会議が個別の政策にまで踏み込むことについて自民党内で批判が根強かったとの説明が報じられていた（日本経済新聞 2005年6月23日 夕刊5面）。

度分科会歳出合理化部会及び財政構造改革部会の合同部会で「社会保障に係る公費負担（潜在的国民負担率）を50%に抑えていくというのが我々の基本的な認識であり、そうした観点から、いかなる方策で社会保障関係費全体の抑制を図っていくのか、より具体的に議論することが必要である」こととなった⁷⁵⁾。また、財政制度等審議会は2004年11月の平成17年度（2005年度）予算の編成等に関する建議で、「平成17年度における国民負担率を50%程度に抑えるために、社会保障の給付と負担を対国民所得比で約3%削減すると、その削減額は約16兆となり、社会保障の給付と負担の約1割に相当することとなる」と言及したように、ここでも国民負担率の総枠の上限を示しながら、歳出削減を迫っていた。

2005年12月の経済財政諮問会議では、臨調の第1部会の部会長代理だった牛尾治朗議員（ウシオ電機株式会社代表取締役会長）が、「支出面ではなく負担面、すなわち国民負担率からの検討も不可欠であります。私自身、国民負担率は中期的には潜在国民負担率でみて50%以下に抑えることが大原則だと考えております」と発言すると、当時の総務大臣だった竹中平蔵議員から「口頭で牛尾議員がおっしゃいましたけれども、潜在的国民負担率を50%程度にするというのは、『骨太の方針』でも確認したことであり、それを視野に据えて改革していくということは、この場で確認する必要があるかと思えます」と述べていたように、国民負担率の重要性が認識されていた⁷⁶⁾。また、税制調査会会長であり、財政制度等審議会特別委員であった石弘光は、石（2004）で「概念に変更が加えられたが、50%という上限はともあれ、できるだけこの比率を抑制すべしという考え方は、今日まで継承されているとあってよかろう」と評価し⁷⁷⁾、石（2008）でも「今日の財政構造改革の議論でも引き続き重要な政策目標となっている」と言及していた⁷⁸⁾。

（8）歳出・歳入一体改革

しかし、2006年以降になると状況が少しずつ変化する。小泉政権の最後の年となる2006年7月に出され、歳出・歳入一体改革が重視された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（2006年7月7日）では、国民負担率の抑制に関する言及がみられず、その後の「基本方針2007」、「基本方針2008」でもこの流れが続いていった⁷⁹⁾。

1980年代の「増税なき財政再建」を掲げた臨調でも、1990年代初頭の特例公債依存から脱却時においても、主眼は歳出改革であった。2006年以降の歳出・歳入一体改革では歳出改革のみならず歳入改革も議論された。仮に歳入改革を行い税率が引き上がると、租税負担率が上がる

75) 財政制度等審議会（2004）。

76) 経済財政諮問会議（2005）。ただし、「骨太の方針2005」は脚注に書かれており、本文ではない。

77) 石（2004）67 - 68頁。

78) 石（2008）355頁。

79) 西田（2012）21 - 22頁。

ため国民負担率も上昇するという関係性が生じる。よって、歳入改革を進める上では、歳出改革の観点では有効であった国民負担率の50%を上限とする目標を掲げにくい状況となったのである。

(9) 社会保障・税一体改革

2009年になって民主党が政権を取ると、2010年に閣議決定された「財政運営戦略」では、財政健全化目標として国・地方の基礎的財政収支（プライマリー・バランス）の赤字（対GDP比）を2015年度までに半減させ、2020年度までに黒字化させることが目指された。国民負担率に関しては、2011年11月時点の社会保障と税の一体改革のパンフレットで、他国と比較して日本は社会保障支出が増えているのに国民負担率はむしろ減っているとの説明で引用される程度になった⁸⁰⁾。また、2012年1月6日に閣議決定された「社会保障・税一体改革素案について」では、「主要諸外国と比べて、実効税率や国民負担率は相当低い水準になっている」と言及され、ここでも国民負担率は海外比較の観点で引用されるにとどまった。

その後、2012年12月26日からは自民党政権となった。2014年7月時点における「社会保障・税一体改革ページ」と題するHPでは、諸外国における社会保障支出と国民負担率（国民所得に対する税・社会保険料負担の割合）の関係をみて、日本の社会保障支出は中程度であるが国民負担率は低水準であり、日本はこれまで負担を先送りすることで国際的には比較的低負担で社会保障を受けられていたと説明がなされた⁸¹⁾。

つまり、2000年代後半より、歳出・歳入一体改革や社会保障と税の一体改革の議論で歳入増加に向けた議論が進展していくと、消費税をはじめとする租税負担率の引上げにつながる。租税負担率が引き上げれば国民負担率が上昇することになる。よって、国民負担率については従来からの50%を上限とする水準を掲げることを強調するのではなく、諸外国と比較し日本の社会保障支出は中程度であるが国民負担率は低水準との説明をすることで、歳入増加への道筋をつけ、租税負担が増えることへの理解を求めたのである。

5. まとめ

本稿は、臨調答申に盛り込まれてから長い間、政策目標として掲げられた国民負担率に着目し、国民負担率の水準はどのような議論を踏まえて決められたものなのか、また国民負担率の

80) 内閣官房 (2011) 11頁。ただし、ここでの国民負担率は対GDP比となっており、対国民所得比ではない。

81) 官邸 (2014)。首相官邸HP (最終更新日: 2014年7月22日) <https://www.kantei.go.jp/jp/headline/syakaihosyou2013.html> (最終アクセス: 2019年4月5日)

影響は臨調答申以降、どのような影響を及ぼしたのかについて分析した。本稿での分析を通じて得たことは、

当初は租税負担の対国民所得比と、社会保障負担の対国民所得比は別々に用いられていたが、「増税なき財政再建」を議論する中で、これらの2つを合わせたものを「国民の負担」と表現し、総額を抑制するための指標として使われるようになっていったこと、

租税負担と社会保障負担とを合わせた全体としての国民の負担率（対国民所得比）の50%程度という水準は、臨調第1部会長の梅本純正（元厚生事務次官）が、今後社会保障負担は増えていくものの租税負担率は「増税なき財政再建」のため25%程度にとどめ、全体で45%程度とするとの考えを整理したものであり、土光会長も50%は高すぎるため、それ以下に抑えなければならないと考えていたことが臨調の基本答申につながっていったこと、

特例公債から脱却した1990年度以降も臨調で掲げられた国民負担率50%を上限とする水準が用いられ続けたのは、特例公債に再び依存しないよう、増加傾向にあった社会保障給付費をはじめとする歳出を抑制するためであり、また、社会保障負担率は社会保障給付費の水準で決まるとし、社会保障費の増分は社会保険料で賄うと整理されていたこと、

2000年代後半以降、歳出削減策だけでなく、歳入改革が議論されるようになると、国民負担率50%を上限とする記述は見当たらなくなり、国際的にみて日本の社会保障支出は中程度であるが国民負担率は低水準との用いられ方に変わっていった。それは、消費税率の上げが租税負担率の上昇に結びつき、結果として国民負担率を上昇させることにつながる議論を回避し、むしろ国際的に見て日本は国民負担率が少ないと説明することで、負担増の理解を求めようになったためであったこと、

である。

2019年時点では、租税負担率は25%をやや超えており、潜在的国民負担率は臨調当時にマキシмумといわれた45%を超え、臨調答申に掲げられた国民の負担率50%付近に到達している。臨調答申を根拠に国民負担率50%を上限として、社会保障分野をはじめとした歳出改革を断行しなければならないことを説明し、「福祉社会」につながる制度改革が進められた。しかしながら、歳入改革に向けた議論が始まると、それは租税負担率の上昇を招き、その結果国民負担率の上昇につながるため、国民負担率50%を上限とすることには言及されなくなっていく。代わりに国民負担率は諸外国との比較で、日本は社会保障支出が中程度であるにも拘わらず国民負担率は低水準である、との説明で用いられるようになり、負担増への理解を求める議論へと変化していった。国民負担率を巡る議論は、財政状況及び政策課題の影響を大きく受けているのである。

付記：本稿は日本財政学会第75回大会（2018年10月20日（土））において報告した論文を基に、討論者及び参加者等からのコメントを踏まえ加筆修正したものである。

参考文献

- 朝日新聞 1984年2月11日 朝刊9面。
- 安藤博 (1987) 『責任と限界 赤字財政の軌跡 (下)』金融財政事情研究会。
- 飯尾潤 (1993) 『民営化の政治過程 臨調型改革の成果と限界』東京大学出版会。
- 石弘光 (1997) 『財政構造改革の条件』東洋経済新報社。
- 石弘光 (2004) 『税の負担はどうなるか』中公新書。
- 石弘光 (2008) 『現代税制改革史』東洋経済新報社。
- 大蔵省 (1984) 『財政金融統計月報』388号 (1984年8月)。
- 大蔵省 (1986) 『昭和55～57年の主計局行政 (1) 元官房長・主計局長・大蔵事務次官松下康雄氏』昭和61年1月23日 (木) (口述記録)。
- 大蔵省主計局 (1980) 『歳出百科』(昭和55年7月)。
- 大蔵省主計局 (1981) 『歳出百科』(昭和56年9月)。
- 河手雅己 (2007) 「国民負担率に関する一考察」『参議院・経済プリズム』第40号 (平成19年4月)。
http://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/keizai_prism/backnumber/h19pdf/20074007.pdf (最終アクセス: 2019年4月5日)
- 官邸 (2014) 「社会保障・税一体改革ページ」(最終更新日: 2014年7月22日)。
<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/syakaihosyou2013.html> (最終アクセス: 2019年4月5日)
- 経済企画庁 (1983) 『昭和58年度 年次経済報告』。
<https://www5.cao.go.jp/keizai3/keizaiwp/wp-je83/wp-je83-00402.html#sb4.2.2> (最終アクセス: 2019年4月5日)
- 経済企画庁 (1988) 『世界とともに生きる日本 (経済運営5ヵ年計画)』大蔵省印刷局。
- 経済財政諮問会議 (2005) 「経済財政諮問会議 議事録 第28回」2005年12月6日。
http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/minutes/2005/1206/minutes_s.pdf (最終アクセス: 2019年4月5日)
- 厚生省大臣官房政策課 (1994) 『21世紀福祉ビジョン 少子・高齢社会に向けて』第一法規。
- 小村武 (1983) 『社会保障予算』『ファイナンス』1983年3月 Vol.18 No.12, 7-18頁。
- 財政制度審議会 (1990) 「中期財政運営問題小委員会 (第11回・懇談会)」資料, 平成2年1月29日。
- 財政制度審議会 (1994) 「財政制度審議会総会 (第1回・懇談会)」議事録, 平成6年6月3日。
- 財政制度等審議会 (2004) 「財政制度分科会歳出合理化部会及び財政構造改革部会 合同部会 議事要旨」2004年10月6日。
<http://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1022127/www.mof.go.jp/singikai/zaiseseido/zaisei3.htm> (最終アクセス: 2019年4月5日)
- 財政調査会 (1980) 『国の予算』(昭和55年度) はせ書房。
- 財政調査会 (1984) 『国の予算』(昭和59年度) はせ書房。
- 財団法人安田火災記念財団 (1997) 「国民負担率問題を考える 国民負担率論議への問題提起」[国民負担率研究会1996年度研究報告書] (平成9年9月)。
https://www.sjnkwf.org/katsudou/sousho/sousho-no_00051.pdf (最終アクセス: 2019年4月5日)
- 財務省財務総合政策研究所財政史室 (2004a) 『昭和財政史 昭和49～63年度』第2巻 予算。
- 財務省財務総合政策研究所財政史室 (2004b) 『昭和財政史 昭和49～63年度』第8巻 資料 (1) 財政政策・財政制度・予算・特別会計・政府関係機関・国有財産。
- 財務省財務総合政策研究所財政史室 (2019) 『平成財政史』第8巻 資料 (1) 総説, 財政会計制度, 予算, 特別会計, 政府関係機関。

https://www.mof.go.jp/pri/publication/policy_history/series/s49-63/08/08_2_1_01.pdf (最終アクセス：2019年4月5日)

- 参議院『第百回国会 参議院 行政改革に関する特別委員会会議録 第四号』(昭和58年11月24日)。
篠沢恭介(1982)『社会保障予算』『ファイナンス』1982年3月 Vol.17 No.12, 26-38頁。
島村玲雄(2014)『減税税制と経済成長路線』井手英策編『日本財政の現代史』有斐閣, 75-100頁。
衆議院『第百回国会 衆議院 行政改革に関する特別委員会会議録 第五号』(昭和58年9月29日)。
衆議院『第百回国会 衆議院 行政改革に関する特別委員会会議録 第六号』(昭和58年9月30日)。
衆議院『第百回国会 衆議院 行政改革に関する特別委員会会議録 第七号』(昭和58年10月3日)。
税制調査会(1995)『税制調査会関係資料集(税制改革・平成7年度改正)』(平成7年3月)。
多田宏(2017)『多田宏[元厚生事務次官]報告書』(平成29年3月)菅沼隆ほか『国民皆保険・皆年金の『形成・展開・変容』のオーラルヒストリー』。
谷達彦・井手英策(2014)『均衡財政から赤字財政へ』井手英策編『日本財政の現代史』有斐閣, 25-49頁。
田村義雄(1997)『図説日本の財政(平成9年度版)』田村義雄編, 東洋経済新報社。
内閣官房(2011)『安心を支え合う日本へ 社会保障と税の明日を考える』(パンフレット)2011年11月。
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/syakaihosyou/pdf/pamph_zei.pdf (最終アクセス：2019年4月5日)
内閣府(2003)『平成15年度 年次経済財政報告』(経済財政政策担当大臣報告)。
https://www5.cao.go.jp/j-j/wp/wp-je03/03-00303.html#sb3_3_1 (最終アクセス：2019年4月5日)
西田安範(2012)『図説日本の財政(平成24年度版)』西田安範編, 東洋経済新報社。
日本経済新聞 1982年4月8日 朝刊1面。
日本経済新聞 1983年10月8日 朝刊2面。
日本経済新聞 2005年6月23日 夕刊5面。
福田幸弘(1985)『税制改革の視点』税務経理協会。
古川尚史・高川泉・植村修一(2000)『国民負担率と経済成長 OECD諸国のパネル・データを用いた実証分析』日本銀行 Working Paper 006。
https://www.boj.or.jp/research/wps_rev/wps_2000/data/cwp00j06.pdf (最終アクセス：2019年4月5日)
古谷一之・矢野康治(2004)『わが国税制の現状と課題 国民負担率の観点から』RIETI BBLセミナー議事録。
<https://www.rieti.go.jp/jp/events/bbl/04110401.html> (最終アクセス：2019年4月5日)
丸山康雄(1984)『証言 第二次臨調』新地書房。
宮島洋(1989)『財政再建の研究』有斐閣。
村松怜(2014)『増税なき財政再建へ至る道』井手英策編『日本財政の現代史』有斐閣, 51-74頁。
村山達雄(1998)『厚生大臣在任の思い出 ゼロ・シーリング下での予算編成』『厚生省五十年史(記述篇)』中央法規出版, 35-36頁。
安原正(1981)『社会保障予算 高齢化社会への対応』『ファイナンス』1981年3月 Vol.16 No.12, 14-27頁。
吉田震太郎(1985)『行政改革 この上からの革命』ありえず書房。
読売新聞 1983年11月26日 朝刊1面。
臨時行政改革推進審議会事務局(1990)『行革審・全仕事』ぎょうせい。

臨時行政調査会 委員・部会長等連絡懇談会 第3回要旨 昭和56年12月7日。

臨時行政調査会 第49回議事要録 昭和57年6月7日。

臨時行政調査会 第102回議事要録 昭和58年2月5日。

臨時行政調査会第1部会 第6回資料 昭和56年10月9日。

臨時行政調査会OB会 (1983) 『臨調と行革 2年間の記録』文真舎。

Kato, Junko (2003) "Regressive Taxation and the Welfare State: Path Dependency and Policy Diffusion," New York, Cambridge University Press.